

信用事業強化計画の履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編
及び強化に関する法律附則第8条第1項)

平成26年12月

宮城県漁業協同組合

目 次

1. 平成 26 年上半期概要

- (1) 経営環境 1
- (2) 主要勘定の概要 1
- (3) 自己資本比率の状況 2

2. 水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

- (1) 水産業者に対する信用供与の円滑化のための方策 2
- (2) 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の水産業者需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策 5
- (3) 被災者への信用供与の状況 6
- (4) 東日本大震災の被災者への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策 8
- (5) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策 16

3. 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

- (1) 経営管理体制 18
- (2) 業務執行に対する監査または監督の体制 19
- (3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針 19

1. 平成 26 年上半期概要

(1) 経営環境

東日本大震災から 3 年半あまりが経過し、宮城県の震災復興計画においては「再生期」(平成 26～29 年度)の下、公共施設や生活インフラの再建が進められるなど、復旧・復興に向けた取り組みが進められておりますが、被害の甚大な沿岸部の復旧はまだ道半ばの状況にあります。

一方、県内の漁業においては、各種補助金や制度資金の活用等により漁船は震災前の 9 割程度まで復旧しましたが、漁港や生産施設等の復旧は未だ途上にあるほか、燃油価格の高止まりや東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水流出に伴う風評被害の継続、さらには国外における禁輸措置の継続など、組合員を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況下、当組合は、主に水産業者を中心とした地域の皆様が組合員・利用者となって相互扶助を共通理念として運営される協同組織であること、また地域金融機関として地域経済を支える重責を担っていることから、これまで以上に金融仲介機能を発揮し、水産業者及び地域への復興支援に取り組んでいく方針としております。

(2) 主要勘定の概要

a 貸出金残高

貸出金残高(末残)は、平成 26 年 3 月末対比 3,627 百万円減少し、22,375 百万円となりました。

漁船・水産関連施設の整備にかかる事業資金や住宅ローン等の生活資金について積極的な対応を行いました。事業資金において償還があったことにより減少したものです。

b 貯金残高

貯金残高(末残)は、地方公共団体からの受け入れが減少したこと等から平成 26 年 3 月末対比 8,130 百万円減少し、86,017 百万円となりました。

(主要勘定の推移)

(単位：百万円)

	平成 25 年 9 月末実績	平成 26 年 3 月末実績	平成 26 年 9 月末実績	平成 26 年	
				前年度末対比	前年同月対比
資産	114,702	113,219	103,336	▲9,883	▲11,366
うち預け金	76,175	76,287	69,643	▲6,644	▲6,532
うち貸出金	26,222	26,002	22,375	▲3,627	▲3,847
農林水産業	19,540	19,371	16,035	▲3,336	▲3,505
製造業	2,722	3,033	2,041	▲992	▲681
その他	799	514	532	+18	▲267
地公体・金融 機関貸出	3,161	3,084	3,767	+683	+606
うち固定資産	7,539	7,635	6,694	▲941	▲845
負債	105,791	103,794	93,587	▲10,207	▲12,204
うち貯金	97,384	94,147	86,017	▲8,130	▲11,367
純資産	8,911	9,425	9,749	+324	+838

(3) 自己資本比率の状況

平成 26 年 9 月末時点での自己資本比率は、貸出金や預け金等のリスクアセットが減少する一方、利益の計上等による自己資本額の増加したことから、平成 26 年 3 月末対比で 1.95 ポイント上昇し、24.71%となりました。

平成 24 年 3 月の優先出資 6,680 百万円の発行による資本支援以降、震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えております。

(自己資本比率の推移)

平成 26 年 9 月末※	平成 26 年 3 月末※	平成 25 年 9 月末
24.71%	22.76%	20.07%

※ バーゼルⅢ国内規準を適用。

2. 水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 水産業者に対する信用供与の円滑化のための方策

a 水産業者に対する信用供与の実施体制の整備及び強化のための方策

東日本大震災以降、組合員・利用者が甚大な被害を受けている状況を踏まえ、既往貸出金の返済猶予や条件変更にかかる相談への対応等を進めるとともに、事業再開・継続に向けた資金需要への対応等に積極的に取り組んでいくため、次のとおり体制整備等を含めた取り組みを行っております。

(a) 復興対策室による復興支援の取り組み

地域漁業の早期復興，組合員の早期漁業再開等に向けた企画立案及び実践部門として平成23年5月に設置した復興対策室では，組合員の漁業再開に向けた共同化の推進や，国・宮城県・市町の補助事業活用等，組合員向けの公的支援活用サポートにかかる企画立案，3施設保有漁業協同組合¹に対する実務的な支援を行っております。また，漁業の復興にかかる漁船・施設等の需要増大に対応するため総合支所にも担当者を配置し，平成26年11月末現在，26名の体制で補助事業の最大限の活用を支援しております。

(b) 信用事業実施体制の整備について

当組合では，平成25年4月の事業本部制への移行（後述）と併せ，効率的な信用店舗体制を構築するために店舗機能の見直しを行い，為替店舗を本所及び北・中・南部の各総合支所に集約するとともに，顧客利便性の維持・補完のため，特定の曜日に営業する店舗の導入や移動店舗車²による仮設住宅等への巡回営業のほか，ATMの増設等を進めております。平成26年11月末現在，為替店舗4店舗，特定の曜日に営業する店舗16店舗の計20店舗，移動店舗車1台，ATM13台にて信用事業を実施しております。

(c) 漁業金融相談員の配置による融資相談態勢の強化

当組合では，震災以降，組合員・利用者からの様々な相談を受け付けており，その件数は平成26年11月末までに2,723件となっております。そのうち，融資相談（既往借入金の返済猶予，既往借入金の条件変更，新規融資の申込み）が1,986件と太宗を占めている実態を踏まえ，組合員等からの経営相談や資金サポートにかかるニーズに応えるべく各地区に配置されている漁業金融相談員5名（北・中・南部各1名及び本所2名）が中心となり，借入申込時より事業計画・償還計画等の相談を実施するなど，ニーズに即した相談機能を提供しております。

今後も，復旧・復興の進捗にあわせて，地域のコンサルティング機能の中核として，漁業金融相談員を中心に組合員等からの要望をきめ細かく把握し，ニーズに即した対応が行えるよう，より一層，相談機能の強化に取り組んでまいります。

¹ 【施設保有漁業協同組合】

震災の被害により漁船・施設を失った漁業者が早期に漁業を再開することを目的として地域漁業者が設立した，共同利用漁船・施設の保有・貸与を事業内容とする漁協です（宮城県北部施設保有漁業協同組合，宮城県中部施設保有漁業協同組合，宮城県南部施設保有漁業協同組合の3組合）。

² 【移動店舗車】

あらかじめ周知した日時・場所において貯金の受払いや通帳記帳等の業務を行う車両です。専用の車両「マリン号」を用い，仮設住宅等への巡回営業を行っています。

(相談内容一覧表)

相談内容	受付件数				うち 対応済
	震災 ～ 26/3	26/4 ～ 26/9	26/10 ～ 26/11	累計	
既往借入金の返済猶予	354	0	0	354	354
既往借入金の条件変更	100	1	0	101	101
新規融資の申込み	1,416	72	43	1,531	1,461
相続手続	732	4	1	737	737
合 計	2,602	77	44	2,723	2,653

(d) 事業本部制による復興支援体制の強化

当組合では、これまでの支所を中心とした分散型の事業運営体制を見直し、平成25年4月に経済事業・信用共済・指導総務の各事業本部に機能を集約する事業本部制に移行しております。

事業本部制では、各事業部門に人員を集中させるとともに、専門性を高めた人材を総合支所へ配置しスタッフ機能を強化しており、組合員・利用者のニーズに対して迅速かつ的確に対応しています。

(e) 事業間連携の強化

当組合では、漁業協同組合金融機関の特性を生かし、信用共済部門と経済事業部門との連携による信用事業債権と経済事業債権の一体的な管理を行うため、「債権管理事務手続」(平成25年10月制定)に基づき、重点的な支援等が必要な債務者等を対象に、面談等を通じ経営状況を把握のうえ、経営・生活再建支援に取り組んでおります。具体的には、重点的な支援が必要とされる143先(与信残高約58億円)について、経営状況等に応じて、漁業再開・継続や生活再建に資する融資商品の紹介や二重債務にかかる関係機関の活用等を提案しました。

債務者ごとの状況や対処方針に基づく管理状況等については、平成26年3月より理事会において定期的に報告を行っております。

(f) 新人事制度の導入

当組合では、信用事業強化計画に掲げた取組みを着実に実践していくこと等を目的として、平成26年4月より新たな人事制度を導入いたしました。新人事制度は、職員の階層に応じて目標の達成度や遂行度を適正に評価する人事考課制度の開始や研修の充実を図ること等を内容とするもので、上期においては、新制度にかかる職員への説明・周知や運用定着化のために考課者に対する研修等を実施しました。新制度の取組みを通じ、組合員・利用者の復興支援や当組合の経営改善にかかる取組態勢をいっそう強化してまいります。

b 水産業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

(a) 現地検討会での進捗管理

当組合は、事業本部制の下で支所・総合支所・本所が一体となった業務運営の着実な実践とその進捗管理を行うため、北・中・南部の各地区内の支所長や本所信用共済部門、経済事業部門等が参画する現地検討会を平成25年6月以降、月次で開催しております。現地検討会では、支所別の実績把握のほか、店舗運営にかかる個別課題の検討を通じて組合員等の復興支援や経営サポートに取り組んでおります。

(b) 実務者会議での進捗管理

当組合は、組合員・利用者向け融資及び東日本大震災の復興支援等を積極的に推進するため、経営統括室を責任部署として、全ての理事及び部室長が参画する実務者会議を平成24年4月以降、月次で開催しております。実務者会議では、現地検討会での協議・検討内容を踏まえ、信用事業強化計画の進捗状況の検証作業や取りまとめ作業等を行い、組合員・利用者への信用供与や復興支援等が適切に行われていることを確認しております。

(c) 理事会での進捗管理

当組合は、平成24年4月から理事会において、実務者会議での検証結果を報告し、信用事業強化計画の進捗状況の管理及び信用供与の対応が適切に行われていることの確認を行っております。信用供与の対応状況等に課題が生じた場合には、問題点の洗い出し、改善策の検討等を行い、以降の推進策等に反映してまいります。

(d) 経営管理委員会での進捗管理

当組合は、平成24年4月から、信用事業強化計画の進捗管理について、原則毎月開催される経営管理委員会において理事から報告を行っており、組合員・利用者への信用供与や復興支援等が適切に行われていることを確認しております。

当組合の基本的な業務方針を検討するにあたっては、今後も信用事業強化計画の進捗状況等を十分に勘案のうえ対応し、適時適切に必要な見直し等を実施してまいります。

(2) 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の水産業者需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

当組合では、平成23年6月から取扱開始となった実質無利子・無担保・無保証人で対応可能な資金等を積極的に活用しながら、不動産担保や個人保証に過度に依

存しない融資に取り組んでおり、平成26年4月から11月末までに事業資金について計51件、965百万円を実行いたしました。

生活資金では、組合員・利用者の早期の生活再建・安定化に向けて、住宅ローンをはじめとして資金ニーズにかかる相談に応じつつ、平成26年4月から11月末までに35件、536百万円を実行しております。

また、融資担当者の育成を図るため、融資業務に関連する集合研修を、平成26年4月から11月末までに1回開催いたしました。今後も、通信研修の受講を含め、職員の人材育成に積極的・継続的に取り組んでまいります。

<担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績> (単位：件、百万円)

資金名	震災～H26/3		H26/4～9		H26/10～11		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業資金	1,259	20,733	21	281	30	684	1,310	21,698
うち漁業近代化資金(制度資金)	267	11,470	17	240	18	624	302	12,334
うち東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金(当組合独自資金)	42	1,073	1	13	2	25	45	1,111
うち農林漁業セーフティネット資金	879	7,515	0	0	1	5	880	7,520
うち漁業経営維持安定資金	37	577	1	24	0	0	38	601
生活資金	90	721	26	365	9	171	125	1,257
うち住宅ローン(災害復興住宅融資等)	48	691	21	362	7	168	76	1,221
うち教育ローン(公庫資金)	2	4	1	1	0	0	3	5
合 計	1,349	21,454	47	646	39	855	1,435	22,955

<集合研修開催実績>

研修名	参加者数
貸出法務基礎研修	59名
ローン推進基礎研修	24名
貸出管理回収事務研修	28名
貸出事務研修	58名

(3) 被災者への信用供与の状況

a 被災者に対する条件変更等の対応状況

当組合では、震災発生以降、平成23年12月末までの間に354先、3,994百万円について暫定的に約定返済の停止を行う返済猶予を受け付け、組合員・利用者の状況等に応じて期限延長や金利条件変更等の償還条件の緩和を実施してまいりました。平成26年11月末現在、上記の返済猶予は1先、7百万円となっております。

上記の返済猶予先を含め、一時的に収益が悪化している組合員・利用者に対しては、貸出条件変更(条件緩和)へ取り組み、平成26年4月から11月末までに1件、2百万円を対応しております。

<条件変更契約を締結した貸付債権の数及び当該債務者向け債権額>

(平成 26 年 11 月末現在)

(単位：件，百万円)

	震災～26/3		H26/4～9		H26/10～11		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業資金	64	2,275	0	0	0	0	64	2,275
うち運転資金	38	1,860	0	0	0	0	38	1,860
うち設備資金	26	416	0	0	0	0	26	416
生活資金	18	216	1	2	0	0	19	218
うち住宅ローン	18	216	1	2	0	0	19	218
その他	2	2	0	0	0	0	2	2
合 計	84	2,493	1	2	0	0	85	2,495

b 被災者に対する新規融資の実績

当組合では、組合員・利用者の事業再開や生活基盤の維持・安定化に必要となる資金について、想定されるニーズへ適時適切に相談を受け付けるとともに、これらに対応するための資金メニューを用意し、積極的に融資を行ってまいりました。

事業資金については、事業再開や漁船等の設備取得を希望する組合員等に対し、漁業近代化資金や農林漁業セーフティネット資金等を提案しております。

漁業近代化資金は、施設保有漁協向けの融資を含め、平成 26 年 4 月から 11 月末の間に計 35 件、864 百万円を対応いたしました。震災により一時的に経営が困難となった組合員等に対する農林漁業セーフティネット資金については、同期間において、1 件、5 百万円を対応いたしました。

また、当組合の独自資金である東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金の活用も積極的に提案し、同期間内において計 3 件、38 百万円を対応する等、組合員等の早期漁業再開や経営安定化に向けて、円滑な対応を進めております。

生活資金についても、住宅ローンをはじめとして積極的な提案を行っております。漁業再開の進展に伴い、住宅ローンの取り扱いも増加傾向にあり、当組合独自資金である J F 住宅ローン及び住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の合計で、同期間内において計 28 件、530 百万円を対応する等、組合員等の生活再建に向けても積極的な支援を行っております。

[宮城県漁業信用基金協会と連携した緊急保証対策の活用]

宮城県漁業信用基金協会と連携し、「東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金」等の緊急保証対策を活用し、組合員等の設備資金や中長期運転資金を積極的に対応しております。

[国・宮城県の利子補給等による無利子の漁業近代化資金の活用]

組合員が「共同利用漁船等復旧支援対策事業」等の国の補助事業を活用して調達する漁船や漁具等の融資について、積極的に対応を進めております。

[その他の制度融資等の活用]

組合員・利用者の状況等に応じて、日本政策金融公庫の「農林漁業セーフティネット資金」や各種制度資金の積極的な活用に向けて提案を行っております。

＜東日本大震災に伴う復興関連商品＞※1 (単位：件，百万円)

商品名	開始時期	実行実績※2		商品内容			
		件数	金額	期間	金利	担保	保証※3
漁業近代化資金	H23/6	302	12,334	23年	0.0%	無担保	機関保証
東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金	H23/6	45	1,111	23年	1.55%	無担保	機関保証
農林漁業セーフティネット資金	H23/6	880	7,520	13年	0.0%	無担保	無保証
漁業経営維持安定資金	H23/11	38	601	18年	0.0%	無担保	機関保証

※1 各種資金の代表的な指標を記載したものであり、資金使途や借入申込者の経営状況等による内容変更あり。

※2 震災以降、平成26年11月末までの累計。

※3 機関保証は宮城県漁業信用基金協会保証。

(4) 東日本大震災の被災者への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策

a 復興基本方針等に基づく復興対策室の取組強化

当組合では、震災直後の平成23年3月14日に、当組合内に「東日本大震災被害対策本部・支所」を設置したほか、震災復興にかかる基本方針を示した「JFみやぎ漁業復興基本方針」（平成23年4月27日制定、同年7月21日に追加制定）の下、国・宮城県等の補助事業を活用した組合員の早期再建や資金対応、事業運営体制の見直し等を通じた当組合の再建に取り組むこと等を方針として明確にしております。

以上の方針に沿って地域漁業の早期復興、組合員の早期漁業再開に向けた企画立案及び実践を専門に行う部門として平成23年5月11日に設置した復興対策室では、補助事業の活用による漁業再開支援や北部・中部・南部各地区の各施設保有漁業協同組合の運営支援に取り組んでおります。

b 被災地域の復興支援にかかる取り組み

(a) 漁業の早期復興に向けた取り組み

ア 漁業再開・継続に向けた相談への対応

当組合では、組合員の漁業再開状況や資金対応等の各種ニーズを把握し、事業面での支援に取り組むことを目的に、組合員全員を対象にした面談調査をこれまで計5回実施しております。調査の結果、養殖業・漁業を継続する意思のある組合員は6,799名（うち、正組合員3,786名）となり、昨年9月の調査時より415名（同359名）減少しました。施設保有漁協による共同利用施設の整備や漁業の共同化による漁業再開を図る「がんばる養殖復興支援事業」等の各種補助事業の活用により、水揚げの再開に至った組合員は同424名（同32名）増加したものの、生産の中

核を担う正組合員の組合員数が資格喪失（操業日数要件等）により同 507 名減少したことが主な要因であります。

また、昨年 9 月の調査時に継続意思を保留していた 995 名（同 157 名）のうち、高齢化や健康面等の理由により継続を断念した組合員もあることから、継続意思の無い組合員は 996 名増（同 80 名減）の 2,482 名（同 147 名）となりました。継続意思はあるものの漁船・資材等の確保ができず再開に至らない、もしくは再開はしたものの出荷に至らない組合員が 1,903 名（同 328 名）とまだ多数に上っていることから、引き続き組合員の設備・資金ニーズ等を把握のうえ、必要な支援に取り組んでまいります。

〈養殖業・漁業継続意思者の推移〉

（回答率 99.3%，単位：人）

			継続意思あり	継続意思なし	継続意思保留	無回答	計
全組合員 ※1	H26/9	①	6,799	2,482	497	64	9,842
		②うち、水揚げ実績あり	4,125	0	0	0	4,125
	H25/9	③	7,214	1,486	995	374	10,069
		④うち、水揚げ実績あり	3,701	0	0	0	3,701
	増減	①－③	▲415	+996	▲498	▲310	▲227
		②－④	+424	0	0	0	+424
うち、 正組合員 ※2	H26/9	⑤	3,786	147	145	12	4,090
		⑥うち、水揚げ実績あり	2,944	0	0	0	+2,944
	H25/9	⑦	4,145	227	157	68	4,597
		⑧うち、水揚げ実績あり	2,912	0	0	0	+2,912
	増減	⑤－⑦	▲359	▲80	▲12	▲56	▲507
		⑥－⑧	+32	0	0	0	+32

（※1、2） 調査は、期首の組合員を対象としています。

イ 漁業再開に向けた枠組み整備・公的支援活用サポート

当組合では、組合員のニーズを把握したうえで、組合員が早期に漁業を再開できるよう、国が措置した各種の漁業復興に向けた支援策を最大限活用することとし、水産庁の「水産復興マスタープラン」における「漁船・漁具等の生産基盤の共同化・集約化を推進する」との基本方針に沿い、組合員による漁業の共同化を推進しております。

具体的には、組合員が国の「共同利用漁船等復旧支援対策事業」等を活用するにあたり、共同利用事業の実施主体として組合員のグループが平成 23 年 12 月に設立した 3 施設保有漁業協同組合に対して、当該補助事業の活用や運営事務（経理、総務、資産管理等）の受託、適切な信用供与に基づく融資等を通じた支援を実施しております。その結果、平成 26 年 11 月末現在で 3 施設保有漁業協同組合へ組合員 3,420 名が加入し、新たに登録等が完了した漁船等の件数は 3,988 件となっております。

<各施設保有漁業協同組合の状況> (平成26年11月末現在)

名 称	完了件数
北部施設保有漁業協同組合	2,034
中部施設保有漁業協同組合	1,548
南部施設保有漁業協同組合	406
合 計	3,988

また、漁業の早期再開と経営安定化に資する取り組みとして、漁業再開に当面必要な経費（施設等借上費、養殖作業費、資材費等）について国から助成が受けられる「がんばる漁業復興支援事業」、「がんばる養殖復興支援事業」制度の活用に向けて、組合員の状況に応じた活用の推進・提案や円滑な実施のためNPO法人水産業・漁村活性化推進機構等との連携を強化して取り組みました。当組合が実施主体となり、積極的に推進を行った結果、平成26年11月末現在、事業が終了したわかめ、銀ざけを除く33部会285経営体が同事業を活用し、漁業再開を果たしております。

<がんばる養殖復興支援事業における参加部会・経営体数>

(平成26年11月末現在)

名 称	のり	わかめ※	かき	ほたて	ほや	銀ざけ※	その他	合 計
部会数	20	0	6	2	2	0	3	33
経営体数	87	0	69	13	13	0	103	285

※ わかめは7月、銀ざけは9月に、それぞれ期間満了により事業が終了しました。

(b) その他被災地域の復興に資する取り組み

ア 東京電力への損害賠償請求等への取り組み

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う水産物の出荷制限や風評被害等をもたらす価格下落は、組合員の漁業再開や経営再建さらには地域漁業の復興に向けて大きな障害となっています。

東京電力との損害賠償の請求にかかる交渉については、当組合内に平成24年7月に設置した「宮城県漁業協同組合・東京電力福島原発事故被害対策本部」が窓口となり、組合員から委任を受け、賠償請求を継続的に実施しております。

さらには、出荷制限や風評被害の継続が被災地域の漁業復興を阻害しかねない状況となっていることから、宮城県や関係機関と連携し、汚染水流出や風評被害、禁輸措置等への対策要請並びに放射性物質にかかる検査の強化等を継続して行っております。

イ 漁場復旧や地域再生に資する取り組み

当組合では、国の「漁場生産力回復支援事業」を³活用して、早期の漁場

3 【漁場生産力回復支援事業】

藻場や磯根資源が喪失したことにより著しく低下した漁場の生産力の回復を図るために漁業者グループが行う漂流物の回収等の取り組みを支援する国の補助事業です。

復旧に向けた取り組みを進めております。

これにより、漁業者グループによる漁場のガレキ等の撤去（一般回収）において、平成26年4月から11月末までの間に23トンの撤去を実施しました。

ウ 水産資源の維持・回復、漁場の有効利用に資する取り組み

宮城県の「栽培漁業種苗放流支援事業」を活用しアワビの稚貝放流（31万尾）を実施したほか、4支所において海苔の区画漁業権の新規取得にかかる漁場利用計画の変更の手続き（新たな免許取得及び漁業権行使規則の申請）を行い、漁場の有効利用を支援いたしました。

エ 水産資源の維持回復を通じた漁家経営安定に資する取り組み

資源管理の推進と漁家経営の安定を目的に平成24年1月から「漁業収入安定対策事業」の活用を通じた計画的資源管理や漁場改善への取り組みを推進し、平成26年11月末までの間に、アワビ10支所5,143名、イサダ13支所123名、コウナゴ15支所126名、定置網19支所138経営体、サンマ3支所3名、スルメイカ15支所55名、ヒラメ・マコガレイ13支所177名、シロザケ12支所168名が計画に参加いたしました。

オ 組合員の養殖生産物の生産向上や安定生産に資する取り組み

当組合では、養殖技術指導員が各浜を巡回して種苗生産及び養殖漁場環境調査を実施し、早期復興のための指導を実施しております。

具体的には県地方振興事務所や水産技術総合センターと連携のうえ、平成26年4月から11月末までの間に9回巡回し、種苗生産や中間育成試験のほか、各浜の養殖研究会等への生産指導を行いました。

カ 燃油・飼料価格高騰対策等を通じた漁家経営安定に資する取り組み

燃油・飼料価格の高騰は、被災からの経営再建を目指す組合員にとって漁業経営への影響が極めて大きいことから、「漁業経営セーフティネット構築事業」⁵やこれを拡充・強化する形で措置された「漁業用燃油緊急特別対策」⁶、さらには燃油消費量そのものを削減する取り組みに対して支援を受けられる国の「省燃油活動推進事業」⁷について、関係機関と連携して加入推進を重点的に実施しました。漁業経営セーフティネット

⁴ 【漁業収入安定対策事業】

計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者を対象として、漁業災害補償法に基づき実施する漁業共済や「積立ぶらす」の仕組みを活用し、漁業収入が減少した場合の補填を行い、漁業者の収入の安定等を図る事業です。

⁵ 【漁業経営セーフティネット構築事業】

漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が高騰したときに補填金を交付し、漁業・養殖業経営の安定化と水産物の安定供給の確保を図る事業です。

⁶ 【漁業用燃油高騰特別対策】

「漁業経営セーフティネット構築事業」に加え、さらなる高騰時に特別発動ラインを設定し、これを超えた場合に国の拠出割合をより高くする措置であり、平成26年度末まで実施されます。

⁷ 【省燃油活動推進事業】

「漁業経営セーフティネット構築事業」の加入者自らが行う燃油消費量削減のための船底清掃や減速航行等の取り組みに対し、国が当該経費の一部を支援する事業です。

ト構築事業の契約者数は平成 26 年 11 月末現在で計 183 名となり、うち 133 名が漁業用燃油緊急特別対策並びに省燃油活動推進事業を活用しております。

キ 被災した組合員・利用者への生活再建に資する取り組み

震災直後より、共済業務では全国共済水産業協同組合連合会と連携し組合員・利用者の被災による死亡・家屋の損壊等の被害状況を把握し、平成 26 年 4 月から 11 月までの間に普通厚生共済(チョコー)749 件, 1, 015 百万円, 生活総合共済(くらし) 64 件, 65 百万円の共済金の支払対応を行っており、現在も継続的に実施しております。

< 共済金の支払対応実績 > (単位：件，百万円)

	震災～26/3		26/4～26/9		26/10～11		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
普通厚生共済 (チョコー)	5, 438	8, 266	553	730	196	285	6, 187	9, 281
生活総合共済 (くらし)	3, 851	7, 126	47	48	17	17	3, 915	7, 191

上記のほか、前記エの推進にあたって、漁業共済組合と連携して資源管理計画や漁場管理計画の策定等にかかる取り組みを実施しております。また、漁船保険組合と連携し、共同利用漁船等復旧支援対策事業等の進捗に併せた漁船保険の加入を推進しております。

c 金融面の対策

当組合では、組合員・利用者からの声に丁寧に耳を傾け、被災状況、事業再開に向けたニーズ等を的確に把握したうえで、次のとおり組合員等の状況に応じた金融面での支援を行っております。

(a) 既往債務の対策

当組合では、東日本大震災の影響を受けた組合員等から受け付けた既存融資にかかる返済猶予や条件変更等への対応に積極的に取り組んでおります。

具体的には、農林漁業セーフティネット資金、漁業経営維持安定資金、東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金等を積極的に活用し、実質無利子、無担保・無保証で対応可能な貸付への既往債務の借り換えを進めております。

二重債務問題への対応についても、(株)東日本大震災事業者再生支援機構、宮城産業復興機構、個人版私的整理ガイドライン等を活用し、組合員等の復興に向け積極的な支援を進めております。

(株)東日本大震災事業者再生支援機構の活用では、震災前債権の買い取りにかかる支援決定を受けた 3 件について、平成 26 年 6 月から 9 月にかけて買い取りが実行されております。この他にも債務者の状況に応じたなぎ資金の融資等を通じて支援を行っているほか、平成 26 年 11 月末時点において 2 先に

かかる債務整理について、同機構と協議を継続しております。

宮城産業復興機構の活用による債務整理では、同様に震災前債権の買い取りにかかる支援決定を受けた2件について、平成26年7月及び8月に買い取りが実行され、現在1件について関係先との協議を行っております。また、個人版私的整理ガイドラインの活用では6件について、現在関係先との協議を行っております。

また、当組合では、県内において行われる防災集団移転促進事業に関して、自治体による買上げ対象となる宅地等にかかる抵当権の取り扱いについて対応方向を整理しており、買上げ代金が債務に充当される場合には、住宅ローンが全額返済とならない場合等を含めて基本的に抵当権解除に応じる方向であること、その後の債務返済のご相談についても真摯に対応することとしております。

<二重債務への対応>

	相談受付件数				うち 対応済
	震災～26/3	26/4～26/9	26/10～26/11	累計	
東日本大震災事業者再生支援機構	11	0	0	11	9
宮城産業復興機構	2	1	0	3	2
私的整理ガイドライン	7	0	1	8	2
合計	20	1	1	22	13

(b) 新規資金需要への対応

当組合では組合員・利用者の事業の再開・継続に向けて、漁業近代化資金や農林漁業セーフティネット資金のほか、組合員・利用者の状況に応じて東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金や漁業経営維持安定資金等を提案し、これらの積極的な活用に取り組んでおります。

また、漁業の再開・継続にかかる事業資金だけでなく、生活資金への融資ニーズにも対応しており、住宅ローンの融資実績は、平成26年4月から11月末までの間において、独自資金であるJF住宅ローンは17件、323百万円、住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の代理貸は11件、207百万円となりました。

(c) 信用事業推進運動の展開

当組合では事業利用を通じて組合員等との関係を強化することを目的に信用事業推進態勢を整備しており、女性部との連携による貯金推進に取り組んだほか、「震災復興応援定期貯金」を平成26年4月及び6月から7月にかけてキャンペーンを実施いたしました。また、平成26年10月からは「つなごう絆スタンプラリーキャンペーン2014」を展開しております。同キャンペーンでは、キャッシュカード発行やATM利用、定期貯金等の推進に取り組んでおり、全国の漁協系統金融機関による全国統一キャンペーンの取り組みとも連携して実施しております。

このほか、多くの組合員・利用者が仮設住宅等での生活を余儀なくされる

中、当組合ATMが周辺に存在しない地域においても利便性を確保できるよう、入出金手数料の実質無料化を図るためのキャッシュバックを継続して実施しております。

d 人材育成と活用

当組合では、組合員・利用者からの相談に的確に応じ様々なニーズに対応するため、貯金・融資等にかかる通信研修の受講を奨励しているほか、階層別・分野別の集合研修の開催、他団体が開催する研修への参画等を通じて、専門的な人材の育成に取り組んでおります。

今後も、継続的な人材育成により、組合員等の復興支援、経営指導等への対応力が一層向上するよう取り組んでまいります。

<受講奨励する通信研修の受講状況>

通信研修	実績	
	受講者数	開始時期
貯金コース	4名	平成24年3月
	3名	平成24年5月
	2名	平成26年7月
信用事業基本コース	8名	平成26年7月
年金基礎コース	3名	平成26年7月
為替・決済コース	2名	平成24年3月
	2名	平成26年7月
融資コース	4名	平成24年3月
ローン基礎コース	1名	平成26年7月
住宅ローンコース	2名	平成26年7月
信用事業管理者コース	4名	平成24年5月

<集合研修の実施・参加状況>

集合研修	参加者数	開催時期
貸出法務基礎研修	30名	平成24年度
	29名	平成26年度
コンプライアンス研修	174名	平成24年度
	96名	平成25年度
	124名	平成26年度
貯金窓口事例研修(担当者向)	138名	平成24年度
	2名	平成25年度
	60名	平成26年度
ローン推進基礎研修	24名	平成24年度
貸出管理回収事務研修	27名	平成24年度
	1名	平成25年度
貸出事務研修	58名	平成25年度
店周・窓口対応推進研修	1名	平成24年度
	3名	平成25年度
店舗長研修	1名	平成25年度
決算税務研修	2名	平成25年度
債権管理・回収実践研修	1名	平成25年度
反社マネロン・コンプライアンス研修	2名	平成25年度

【被災者への主な支援事例】

【事例1】 漁船巻き揚げ機の復旧支援による保守作業の円滑化

宮城県北部に位置し、わかめをはじめとした養殖業が盛んな南三陸町歌津地区では、被災により漁港や関連施設が壊滅的な被害を受け、漁船の上架・下架を行う際に使用する漁船巻き揚げ機についても、その殆どが流失・損壊しました。震災後、漁船の整備や漁港の嵩上げ等が進められていますが、上架・下架ができないことにより漁業者は船底の点検や清掃作業等を行うことができず、漁船巻き揚げ機の早期の復旧が求められました。

そのため、当組合では施設保有漁業協同組合を通じたその共同利用を提案するとともに、その復旧にかかる漁業近代化資金等を融資しました。

これにより、地区内において計 23 台の漁船巻き揚げ機が整備され、保守作業の円滑化が図られました。現在、80 名の組合員による利用に供されています。

漁船巻き揚げ機の整備に対する融資状況

(平成 26 年 11 月末現在)

(単位：百万円)

	漁業近代化資金
融資金額	5.5



整備された漁船巻き揚げ機（左）



一部は小屋の中に設置（右）

【事例2】 ほやの香港への輸出の開始

県内における主要養殖品目の一つであるほやは、震災前はその多くが輸出されていましたが、震災後は一部の国等において輸入が禁止され現在も継続していることから、県産品の安全・安心のPRに取り組む一方、新たな販売先の確保が課題となりました。

当組合では、商談会等の場を介して県産ほやのPRを行い、関係機関による支援や物流業者との連携を通じて、新たな輸出先として香港への輸出を開始しました。

今後は、ほや以外の乾海苔やわかめ、ほたて、かき、銀ざけ等についても輸出に向け検討を進めることとしています。



「蒸しほや」の香港向け輸出に向けての積み込み作業

(5) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

次に掲げる地域経済の活性化に資する方策の実践に努めつつ、組合員・利用者からのニーズを的確に把握し、信用供与の円滑化を図っております。

a 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策

当組合では、東日本大震災による被害を乗り越え、地域漁業の活性化を図っていくためには、漁業就業者の育成及びその定着支援が従前以上に必要との認識から、指導総務部門、経済事業部門、信用共済部門が連携し、事業承継や新規就業に向けた相談体制の整備等の取り組みを行っております。

具体的には、地域・組合員等の個別事情や復興状況を勘案しつつ、次のとおり支援しております。

(a) 新規就業に対する支援

ア 新規就業促進のための取り組み

漁業の担い手の漁業開始や再開までの新たな技術習得や漁家子弟の漁業技術の習得に対する支援を着実に推進するため、平成24年2月にコーディネーター1名を配置しております。

また、平成26年6月に「漁業就業支援フェア2014」に出展し、新規就業希望者と漁業者との面接を通じて、1名を研修生としての受け入れております。

イ 就業準備段階での支援内容

新規就業者などが多額の初期投資を負担することなく、自立可能な漁業・養殖業技術を身につけられるよう、当組合は漁業生産組合や漁業者グループ等への加入を推進し、情報交換や技術指導等が可能となるような機会の提供に取り組んでおります。

その他、国で措置された「漁業復興担い手確保支援事業」等、行政の支援を活用し、平成26年11月末までに237名が研修生として漁業技術を学んでいます。

ウ 就業段階での支援内容

初期投資にかかる設備資金や、漁業継続に必要な資金ニーズ等が発生した場合には、各種制度資金などの紹介に取り組んでおります。また、就業後の営漁にかかる相談や、経営に関する相談にも、指導総務部門と

連携して継続的に適切な対応を行っております。

(b) 宮城県水産物のブランド回復等に向けた取り組み

宮城県産水産物の出荷量が徐々に回復する中、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害対策等の対応が急務となっております。

そのため当組合では、全国団体等の関係機関と連携し、汚染水の流出にかかる東京電力への抗議や、風評被害・禁輸措置等への対策にかかる行政への要請活動を行ったほか、県産ブランドの要である安心・安全な水産物の提供を担保するための取り組みとして、放射性物質にかかる検査体制の充実や販売促進を継続して実施しました。県産水産物の輸出については、前述のとおり平成26年9月にほやの香港向け輸出を開始し、今後も対象品目の拡大等を図って行くこととしております。検査については、平成26年4月から11月末までの間に主要養殖品目を中心に、計494回の検査を実施し、当組合のホームページに逐次その結果を公表しているほか、販売促進を目的としたイベント（無料試食提供や店頭でのPR等）は平成26年4月から11月末までに計34回開催いたしました。

当組合では、新規事業開発に向けての調査や計画・立案等を行うことを目的として設置した事業企画班が中心となり、行政や大学と連携してわかめ加工の行程で発生する残渣物を家畜飼料の原料にするための実証事業を継続して実施しており、これまで廃棄していた加工残渣物を乾燥・粉碎し、これを豚等の家畜飼料の原料に活用することで、残渣物の価値向上を目指すこととしております。

また、新たな流通チャネルの構築に向けた取り組みとして、上記輸出取り組みの他に、生産者と買付人がインターネットを介して取引を行う予約取引市場「おらほのカキ市場」の実証実験を継続して実施しております。

b 経営に関する相談その他の利用者に対する支援にかかる機能の強化のための方策

漁業者等からの経営に関する相談に積極的に応えるため、当組合では前述のとおり組合員全員を対象とした面談調査を実施し、漁業再開や居住の状況について把握しております。

特に漁業継続の意思はあるものの、漁業再開に至っていない組合員に対しては、引き続き各部・総合支所・支所等が連携し支援にあたっているほか、必要に応じて組合員への個別訪問、漁業継続のためのコンサルティング等の支援も行っております。

c 早期の事業再開に資する方策

当組合では、多くの組合員が震災被害からの早期の事業再開に取り組んでおります。

こうした状況下、地域漁業全体の復興の枠組みに沿って、当組合と組合員が一体となった復興への取り組みが、地域漁業とともに個別の組合員・利用者に貢献するものと判断し、当組合として地域漁業の復旧・復興に向けた枠組み全体の取

り組みを推進するとともに、個別の組合員に対する漁業再開に向けた支援を行っております。

具体的には、個別の組合員・利用者の漁業再開に向けた取組支援として、2(4)b(a)「漁業の早期復興に向けた取り組み」記載のとおり、個別の組合員・利用者に対し、共同利用事業への参画促進や計画の策定、養殖業者に対する公的支援の活用促進等を行っております。

その中で必要となる資金面のニーズに対しては、個別事情を十分に勘案のうえ、その状況に合わせた適切な対応を実施しております。

d 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策

地域における漁業や地域社会を維持していくうえでは、後継者を確保し、事業を円滑に承継する環境整備が必要であります。

当組合では漁家子弟の漁業就業支援への取り組みとして、組合員による各魚種別部会での生産性の向上や経営の安定化を通じて、後継者が参入しやすい環境整備を図っております。

また、前述の「漁業復興担い手確保支援事業」の行政支援を活用し、漁業の再開が当面見込めない若青年漁業者が、着実に将来の担い手となれるよう、漁業再開までの期間を活用して新たな漁法や技術を習得できる機会の提供にも取り組んでおります。

e 地域や利用者に対する積極的な情報発信

当組合は、経営状況等についてディスクロージャー誌等により適切に開示するとともに、宮城県内の漁業の動向や地域のイベント案内、前述の放射性物質の測定結果等についても、ホームページ等を通じて継続的に情報を発信してまいりました。

今後も、組合員・利用者からの信頼を高めるため、漁業をはじめとする地域経済復興への支援策等も含めて、これらの取り組みを継続してまいります。

3. 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理体制

当組合は漁業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成する総代会で選任された経営管理委員で構成する「経営管理委員会」が業務の基本方針など業務執行に関する重要な事項について組合の意思を決定いたします。

経営管理委員会で選任された理事で構成する「理事会」では経営管理委員会の決定のもとで業務執行に関する意思決定を行います。また、総代会で選任された監事が、理事会の決定や理事の業務執行について監査を行っております。

また、信用事業については専任の担当理事を置くとともに、常勤監事（員外監事）を設置し、ガバナンスの強化を図っております。

経営体制・組織体制の再構築については、平成25年4月での事業本部制への移行、

専門性を高めた人材を総合支所単位で配置しスタッフ機能を強化するための支所機能の再編、本所による一元的な予算管理体制への移行を行っております。

信用事業強化計画及び事業・収支等にかかる計画の実施状況については、理事が把握・管理できるよう、経営統括室が進捗管理の責任部署となり、毎月理事会に報告しております。また、経営管理委員会に対しても理事が原則として毎月報告しております。

(2) 業務執行に対する監査または監督の体制

当組合では、内部監査部門として他の業務執行部門から独立した「監査室」を設置しております。内部監査は組合の経営全般にわたる管理及び各事業部門の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて、業務運営の適切性の維持・改善に資することをその使命としております。

また、内部監査は組合の本所・総合支所・支所の全てを対象とし、被監査部門のリスクの種類・程度に応じた監査の頻度・深度等を決定し、効率的かつ実効性のある内部監査の実現に努めております。

内部監査は毎年度策定する監査計画に基づき実施し、監査結果は理事長及び監事に報告のうえ、理事会及び経営管理委員会に報告しております。監査指摘及び必要とする改善事項は理事長により被監査部門に通知し、改善状況等の回答を受け、定期的に改善取組状況をフォローアップしております。

(3) 与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針

a リスク管理体制

組合員・利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要との認識の下、有効なリスク管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制の仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。

また、審査体制につきましては、上記の体系に基づき、融資部門、余裕金運用部門から独立した管理部門が二次審査を実施し、与信先の経営状況や資金使途等の把握、余裕金運用管理などにかかる厳密な審査を行い、審査にかかる牽制機能を確保し、資産の健全性の維持・向上に努めております。

b 信用リスク管理

(a) 不良債権抑制に向けた取り組み

当組合は、信用共済部門や経済事業部門などの関係部門が連携して、組合員・利用者への訪問・面談等を徹底し、既往取引先の状況把握に継続的に取り組み、早期の情報収集に取り組んでおります。

また、リスク管理部門(指導総務部門)が当組合全体の信用リスク状況等

を適切に把握・分析するとともに、融資担当者が中心となって、取引先の状況等に適した再建支援や不良債権の抑制等に取り組んでおります。

(b) 新規融資時のリスク軽減に向けた取り組み

東日本大震災による被害状況を踏まえ、自然災害による毀損リスクを軽減するため、機関保証付融資を積極的に活用しております。また、組合員・利用者の資金対応にニーズに応えられるよう、経営状況等に応じつつ農林漁業セーフティネット資金や各種制度資金等の提案にも積極的に取り組んでおります。

また今後も復旧・復興に向けた多岐にわたる資金ニーズが発生することが想定されることから、新規融資時においては、漁業金融相談員が中心となり、組合員・利用者の現状やニーズを的確に把握したうえで、適時の訪問・面談により返済計画の策定サポートを行っております。なお資金対応後の状況把握や計画の進捗状況等のフォローにも取り組んでおります。

(c) 信用リスクの適切な管理

信用共済部門において、月次で東日本大震災の影響を受けた債権の状況を確認し、進捗状況を管理するほか、指導総務部門が被災者への信用供与の状況や信用リスクに関して取りまとめ、関係部門と情報共有化を図っていくこととしております。

特に被災者向け債権の管理・回収につきましては、被災者に対する相談機能を適切に発揮し、債務者の状況に応じた適切なサポート策を提供することで、不良債権の抑制・信用リスクの低減等に取り組んでおります。

また、理事会は被災者への信用供与の状況や信用リスクに関する報告を毎月受け、必要な改善策を指示するなど適切にリスクを把握・管理しております。

c 市場リスク管理

当組合は、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用の徹底や、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に基づく運用会議での協議等を通じて、今後も適切なリスク管理に取り組むとともに、市場動向の変化等に応じて管理体制の改善を図るなど、市場リスク管理体制を引き続き徹底しております。

d 流動性リスク管理

当組合は、不祥事発生や風評被害等による貯金流出時の流動性（資金繰り）リスクへの対応策として制定した「不祥事対応マニュアル」、「流動性リスクにかかる管理の手引」等に基づきリスクの低減に取り組むとともに、必要に応じて管理体制の改善を図るなど、リスク管理体制を引き続き徹底しております。

e オペレーショナルリスク・システムリスク管理

当組合では、各種業務規程に基づく事務の遂行や毎年度実施する職員へのコンプライアンス研修を通じて、事務リスクの軽減に努めるとともに、自店監査、内部監査の体制の充実・強化を図り、引き続き事務処理ミス等の早期発見及び事故等の未然防止に努めております。

また、システムリスクについても、漁協系統の集中センターである、(株)全国漁協オンラインセンターと連携のうえ、システムの万一の障害や災害時等の対応も含め、コンピュータ・システムの安定稼動と円滑な運用に努めております。

f 危機管理への対応

当組合の業務遂行上、万一不測の事態をきたした場合に遺漏なく顧客対応を行い、早急に平常業務体制に復帰するために、業務運営上の様々なケースを想定した危機管理計画を策定し、これに基づくリスク管理の徹底を図っております。また火災・震災等の災害時の対応について、「災害時緊急対策マニュアル」に基づく体制を整備しております。

以 上